

内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法 第 58 条第 1 項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示案について

1. 趣旨

内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、うなぎ養殖業が農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として定められている。このため、令和元年 11 月 1 日からの公示に基づく許可について、法第 30 条において準用する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 1 項の規定に基づき、許可をすべき水産動植物の総量、許可を申請すべき期間等を定める。

2. 概要

① 許可をすべき水産動植物の総量（法第 30 条において準用する漁業法第 58 条第 1 項）【諮問対象】

うなぎ養殖業に係る養殖することができる水産動植物の総量については、ウナギの国際的資源保護・管理に係る 4 カ国・地域による共同声明の考え方を継続することが確認されたことから、前漁期と同等に、にほんうなぎについては 21.7 トン、その他のうなぎについては 3.5 トンとする。

② 許可を申請すべき期間（法第 30 条において準用する漁業法第 58 条第 1 項）【諮問対象】

申請の審査に一定期間を要すること等を踏まえ、許可を申請すべき期間は、令和元年 6 月 18 日から 9 月 17 日までとする。

③ 許可の有効期間（法第 30 条において準用する漁業法第 60 条第 3 項）【諮問対象】

今後の国際協議の結果等によって許可をすべき水産動植物の総量が変わる可能性があること等を踏まえ、許可の有効期間を 1 年間とする（令和元年 11 月 1 日～令和 2 年 10 月 31 日）。

④ 許可に係る制限又は条件（法第 30 条において準用する漁業法第 63 条において準用する同法第 34 条）

国内で養殖されたことのあるうなぎについては、許可において定める養殖することができる量に含まれないため、他のうなぎと明確に判別できなければ資源管理上支障が生じることから、その出荷をする場合には、出荷を証明する書類を添付すること等を許可の条件として付すこととする。

また、にほんうなぎ以外の種のうなぎについては、その養殖をする場合には、当該うなぎを公共水面に放出しないこと及び当該うなぎの逸出を防止するための措置を講じること等を許可の条件として付すこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公示日	令和元年 6 月 17 日
許可の申請期間	令和元年 6 月 18 日～9 月 17 日
許可日	令和元年 11 月 1 日